

旭川市告示第516号

旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）第8条第1項の規定により、令和6年1月25日付け旭川市告示第18号において別途市長が定めることとした期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とする。

令和7年10月6日

旭川市長 今 津 寛



都道府県名	指定地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町

（問合せ先）

税務部税制課税制係

電話 0166-25-5604